

静岡市終活支援優良事業者 第1号の決定

◆ アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">終活支援に係る優良事業者を認証する事業は<u>政令指定都市初の取組</u>となります。このたび優良事業者の第1号が決定し、認証式を開催します。
◆ 日時・期間	令和6年3月28日(木) 午後2時30分から2時45分まで
◆ 場 所	静岡庁舎新館 14階 保健福祉長寿局 局長室
◆ 内容など	<p>【優良認証事業者】 「社会福祉法人まごころ」(静岡市駿河区弥生町4-26)</p> <p>【認証式の流れ】 14:30~14:35 保健福祉長寿局長から認証通知書の交付 14:35~14:45 事業者からコメント、写真撮影</p> <p>【静岡市終活支援優良事業者認証事業とは】(詳細は別添資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none">終活を行ううえで、身寄りのない人や、本人や家族だけでの対応に不安を感じる人は、専門的なスキルを持つ事業者を利用することが有効です。 一方で、事業者と利用者との間にトラブルが発生しているケースがあります。そのため、事業者の質の保証に行政が関与することが必要であると考え、令和5年度から当該事業を開始することとしました。終活支援優良事業者は、認証基準(1 組織運営、2 契約の締結・履行、3 サービスの管理)等に基づく審査を経て認証し、認証後は、市ホームページに事業者名を掲載して周知するとともに、各区高齢介護課及び地域包括支援センターにおける相談対応等で活用します。 <p>【「終活」とは】 当該事業における「終活」とは 病気や介護、終末期医療、死後の葬儀や支払い等への対応について予め準備しておくことをいいます。</p>
◆ 事業詳細 URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/995_000096.html

別紙資料 有 ・ 無

【問合せ】地域包括ケア・誰もが活躍推進本部(静岡庁舎14階)
在宅医療・介護連携推進係
担当 森川、北原
電話 054-221-1576

静岡市終活支援優良事業者認証事業

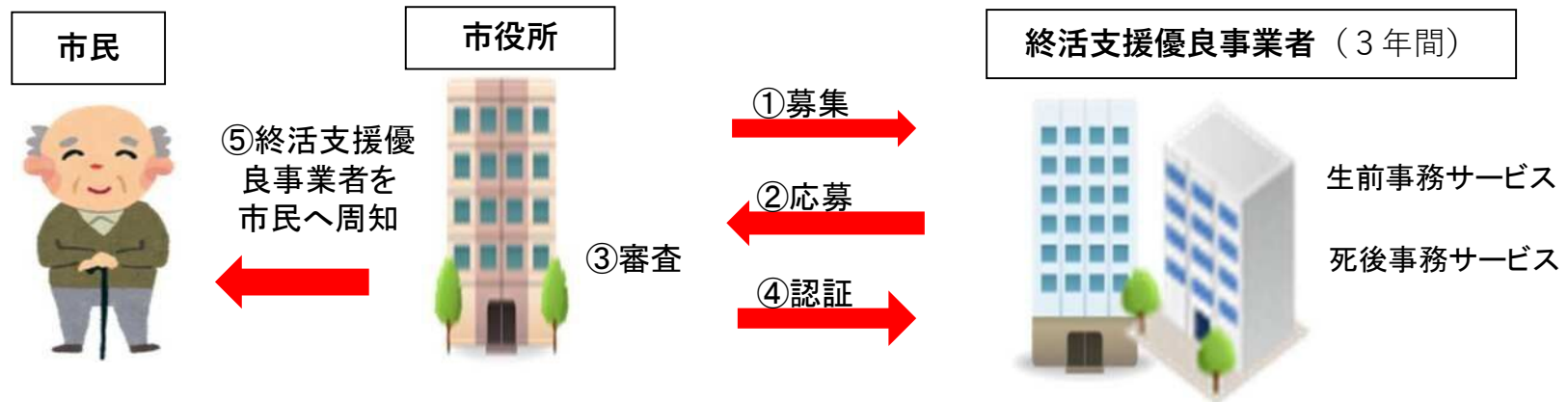
資料

< 事業概要 >

終活支援（生前事務サービス、死後事務サービス）に関する業務を行い、終活支援優良事業者として認証を受けたい事業者に対して、市が審査し、認証する。

※静岡市終活支援優良事業者認証事業における「終活支援事業者」とは、以下の終活支援を提供する事業者をいう。

- ・「生前事務サービス」：生前事務委任契約にて行う、日常生活のサポート（買物支援、福祉サービスの利用や行政手続等の援助、日常的な金銭管理等）、安否確認、緊急時の親族への連絡、病院・福祉施設等への入院・入所時の身元（連帯）保証、賃貸住宅入居時の身元（連帯）保証等をいう。
- ・「死後事務サービス」：死後事務委任契約にて行う、病院・福祉施設等の費用の清算代行、遺体の確認・引取り指示、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、ライフラインの停止手続、葬儀支援等をいう。



- ①市は、終活支援に関する業務（生前事務サービス、死後事務サービス）を行い、市から優良として認証を受けたい事業者を募集する。
- ②事業者は、市に応募する。
- ③市は、申請に基づいて書類審査、訪問審査を行い、認証の妥当性については「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」で策定された認証基準に基づき、庁内組織で審査する。（必要に応じて有識者から意見聴取）
- ④市は、審査の結果、優良と判断した事業者を「静岡市終活支援優良事業者」（以下「終活支援優良事業者」という。）として認証し（認証期間は3年間）、通知する。
- ⑤市は、市民へ終活支援優良事業者を周知する。